

いばらきネットモニター DV（ドメスティック・バイオレンス）に対する県民意識に関するアンケート結果

1 調査目的

DV被害の実態や被害者の相談状況、支援体制等に関するニーズ等を調査し、効果的な相談支援体制の構築や広報啓発を行うための基礎資料とします。

また、令和4年3月に策定した「茨城県DV対策実施計画」における取組指標として活用します。

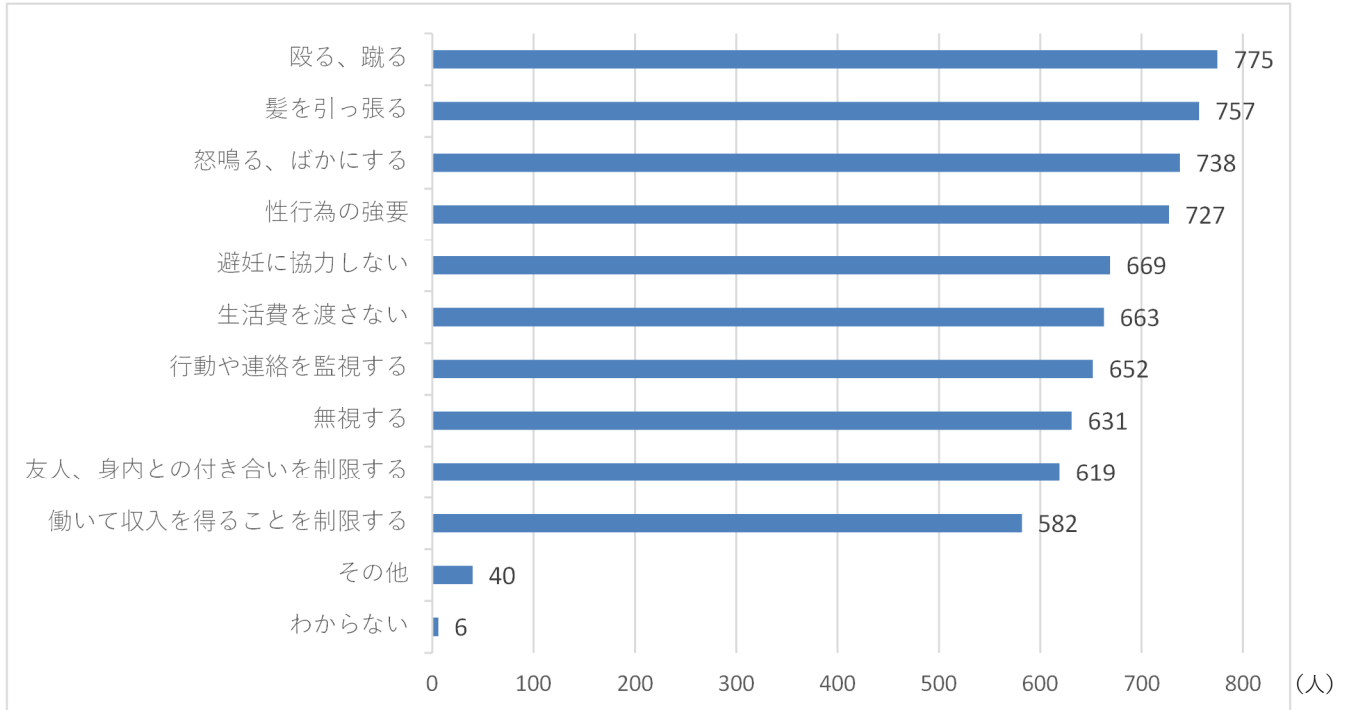
2 結果の概要

- ・ 15.7%の方からDV被害を受けた経験があるとの回答があり、加害者は「配偶者」「交際相手」が多く、内容は「精神的暴力」が一番多かった。
- ・ DV被害を受けても、多くの方は被害や対応方法について誰にも相談しないが、相談する方は「友人・知人」「家族・親族」など身近にいる親密な関係の方へ相談する傾向がある。
- ・ 相談しない理由には、被害であることを認識できなかったり、被害の内容を知られることをためらったりするなど、相談する行動自体を起せない要因が多かった。しかしながら、DVに関する相談窓口の認知度は約35%にとどまるため、相談を望む被害者のためには相談窓口の周知により一層力を入れる必要がある。
- ・ DV行為は、当事者が被害や加害を認識できていない場合があるというご意見があり、子どもの頃からの教育啓発の重要性を再認識した。

【問1】(DVに当たる行為の認知度)

あなたは、どのような行為がDV(※)にあてはまるか知っていますか。次の中からあてはまると思うものを全て選んでください。

(n=782)



- どの行為も7割を超える方がDVにあてはまると認識しており、身体的暴力以外の暴力もDVに当たるという認識が、一定程度浸透していることが分かった。
- その他では、「被害者がダメージを受ける全ての行為」「物に当たる」「子どもを巻き込む」などの回答があった。

(※) DV(ドメスティック・バイオレンス)とは

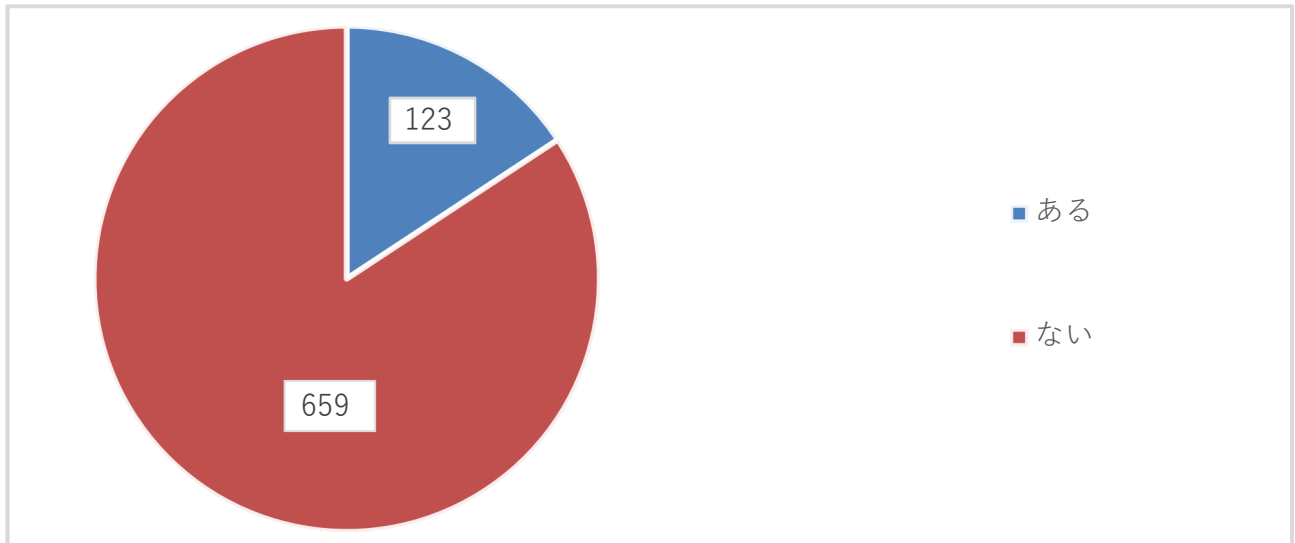
「DV(ドメスティック・バイオレンス)」とは、配偶者からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいいます。「配偶者」とは、事実婚カップルや元配偶者も含み、同居する交際相手もこれに準じるものとして含まれます。被害者及び加害者は、女性・男性のいずれかに限定されません。

DVは身体的暴力だけでなく、精神的暴力・社会的暴力・経済的暴力・性的暴力などが挙げられます。

【問2】(DV被害経験の有無)

あなたは、配偶者や交際相手からDV被害を受けた経験がありますか。次の中からあてはまるものを1つ選んでください。

(n=782)



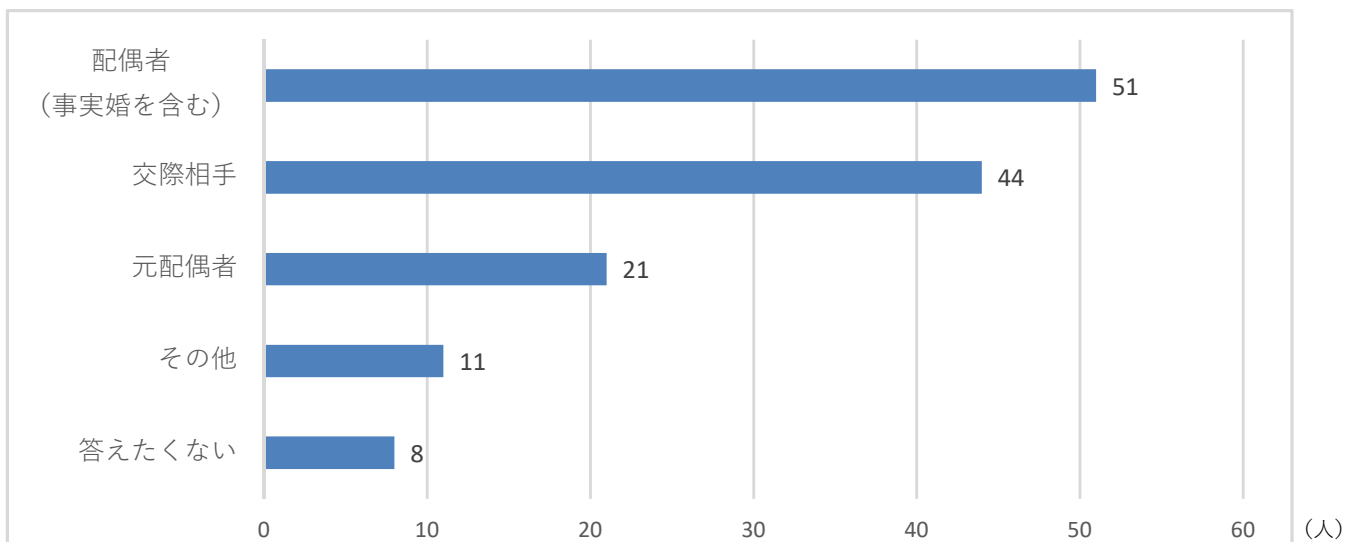
○ 回答者のうち 15.7%の方が、DV被害を受けた経験があるという回答だった。

【問3】(DV加害者)

(問2で「ある」と回答された方へ)

それは、どのような関係の方からですか。次の中からあてはまるものを全て選んでください。

(n=123)



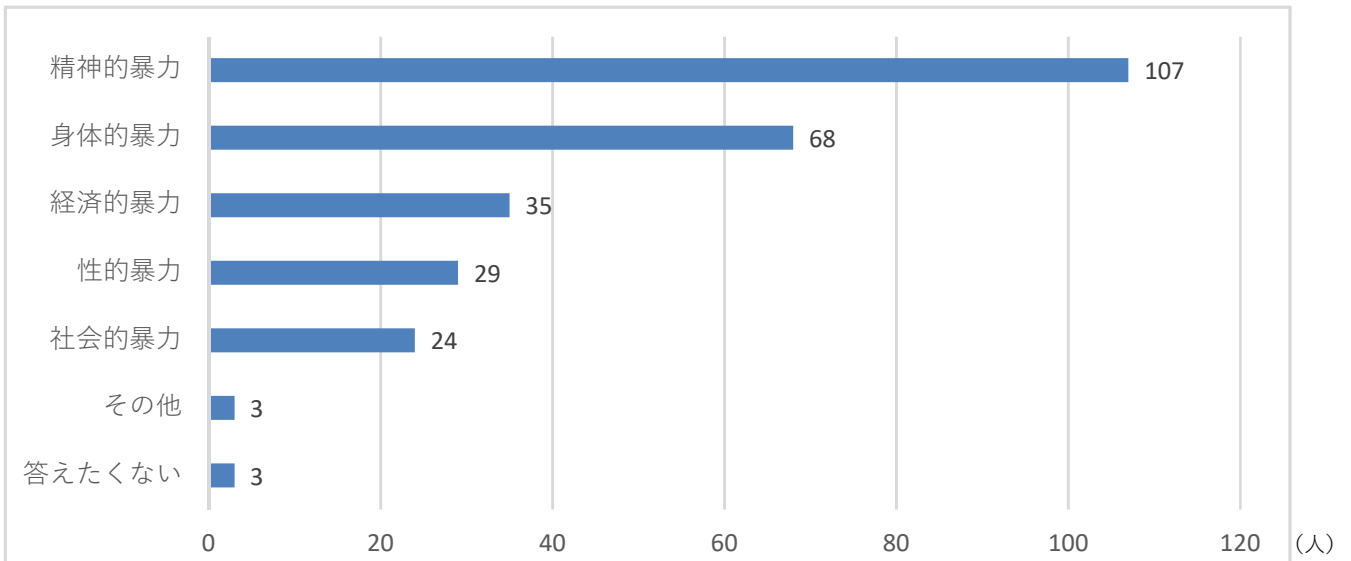
○ DV被害を受けた経験のある方は、「配偶者」「交際相手」から被害を受けたという回答が特に多かった。

○ その他の回答の内容で一番多かったのは「親(父母、義父母)」であった。

【問4】(DV被害の内容)

(問2で「ある」と回答された方へ)

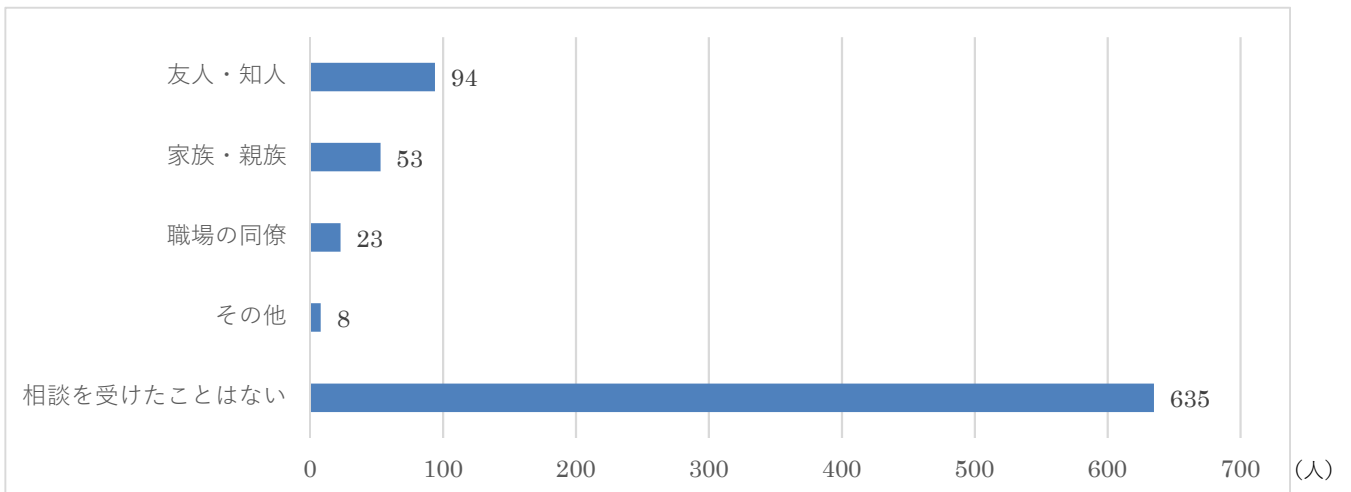
DV被害とは、具体的にどのような内容ですか。次の中からあてはまるものを全て選んでください。(n=123)



- DV被害を受けた経験のある方のうち、87.0%が精神的暴力を受けたと回答した。続いて多かった回答は、身体的暴力(55.3%)であった。
- 身体的暴力に比べて外部から認識されにくい精神的暴力の方が、被害が多い実態が明らかになった。

【問5】(DV被害相談を受けた経験の有無)

あなたは、他の誰かからDV被害を相談されたことはありますか。次の中からあてはまるものを全て選んでください。(n=782)

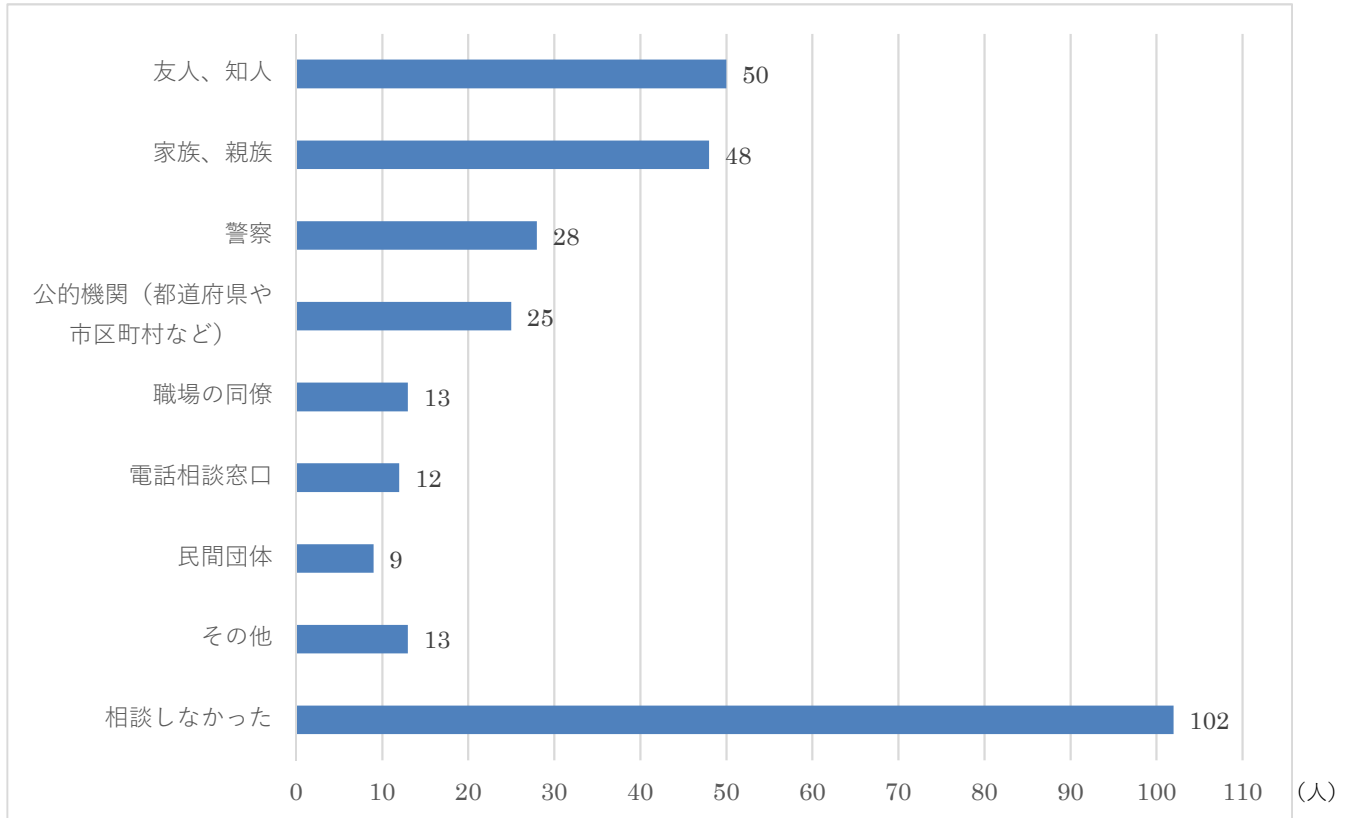


- 回答者のうち81.2%の方は、DV被害を相談された経験がなく、相談された経験がある方は147名であった。
- 相談された経験のある方のうち、一番多かった回答は「友人・知人」(63.9%)からの相談であり、続いて多かった回答は「家族・親族」(36.1%)という結果になった。
- その他の回答の主な内容は、「職務として相談対応をした」というものであった。

【問6】（DV被害経験の相談先）

（問2で「ある」または問5で「相談を受けたことはない」以外を回答された方へ）

DV被害や対応方法について、誰かに相談しましたか。次の中からあてはまるものを全て選んでください。



- 「相談しなかった」という回答が、突出して多かった。
- 相談した方の相談相手は、「友人・知人」「家族・親族」が多かった。問5の、相談を受けた経験がある方も「友人・知人」「家族・親族」からの相談が多いことと併せて、DV被害は身近にいる親密な関係の方へ相談する傾向があると考察した。
- その他の回答の主な内容は、「弁護士」「学校の教員やカウンセラー」であった。

（注）

- ・ 問2で、DV被害を受けた経験が「ある」と回答した方：123名
- ・ 問5で、他者からDV被害の「相談を受けたことはない」以外を回答された＝相談を受けた経験がある方：147名

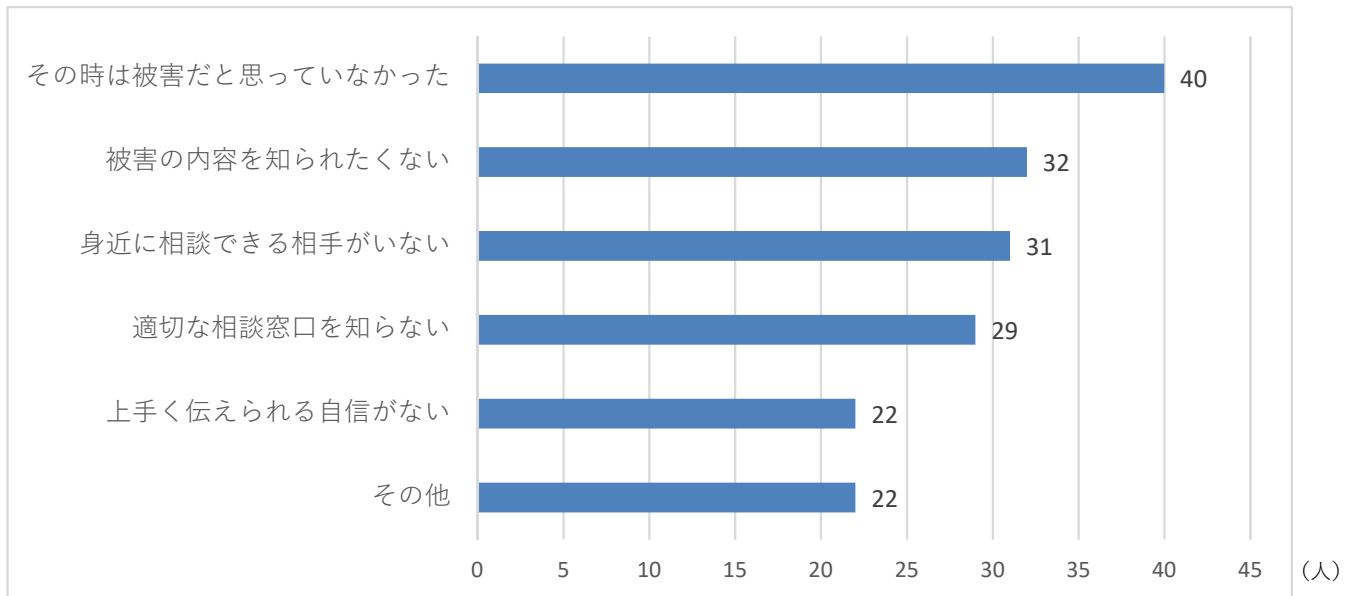
※重複があるため、回答者全数は合計人数と一致しない。

【問7】（DV被害経験について相談しない理由）

（問6で「相談しなかった」と回答された方へ）

相談しなかった理由はなぜですか。次の中からあてはまるものを全て選んでください。

(n=102)



- 相談しなかった方のうち 39.2%が、DV被害を受けた（ことを相談された）時にそれが被害であることを認識できていなかったことが分かった。
- また、31.4%の方が「被害の内容を知られたくない」と回答し、相談相手がいない、窓口を知らないという理由よりも多くなっており、相談する意思を妨げる要因も大きいと推察した。

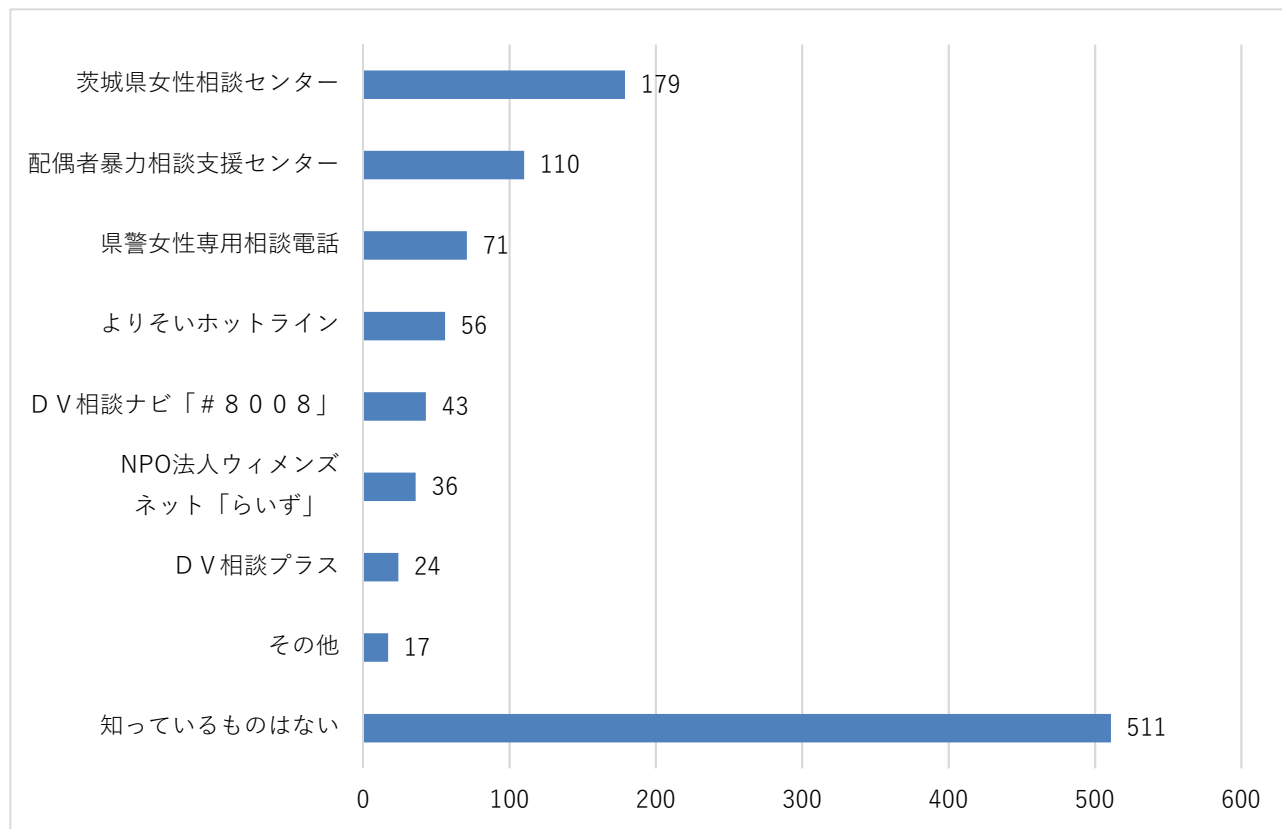
<その他の回答の主な内容>

- DV被害を受けた方
 - ・暴力が我慢できる程度だった、命に関わる状況ではなかった
 - ・自分のせいだと思った
 - ・加害者から脅迫を受けた
 - ・相談したことで暴力がエスカレートすると思った
 - ・相談のための通信費、交通費がなかった
- DV被害の相談を受けた方
 - ・口外しないように言われた
 - ・本人が望んでいなかった

【問8】（DV被害者支援体制等の認知度）

あなたは、DV被害相談窓口について知っているものはありますか。次の中から知っているものを全て選んでください。

(n=782)



○ 回答者のうち 65.3%の方が、DV被害に関する相談窓口で「知っているものはない」と回答し、相談窓口の認知度が低い実態が分かった。

<その他の回答の主な内容>

- ・市町村の相談窓口
- ・警察

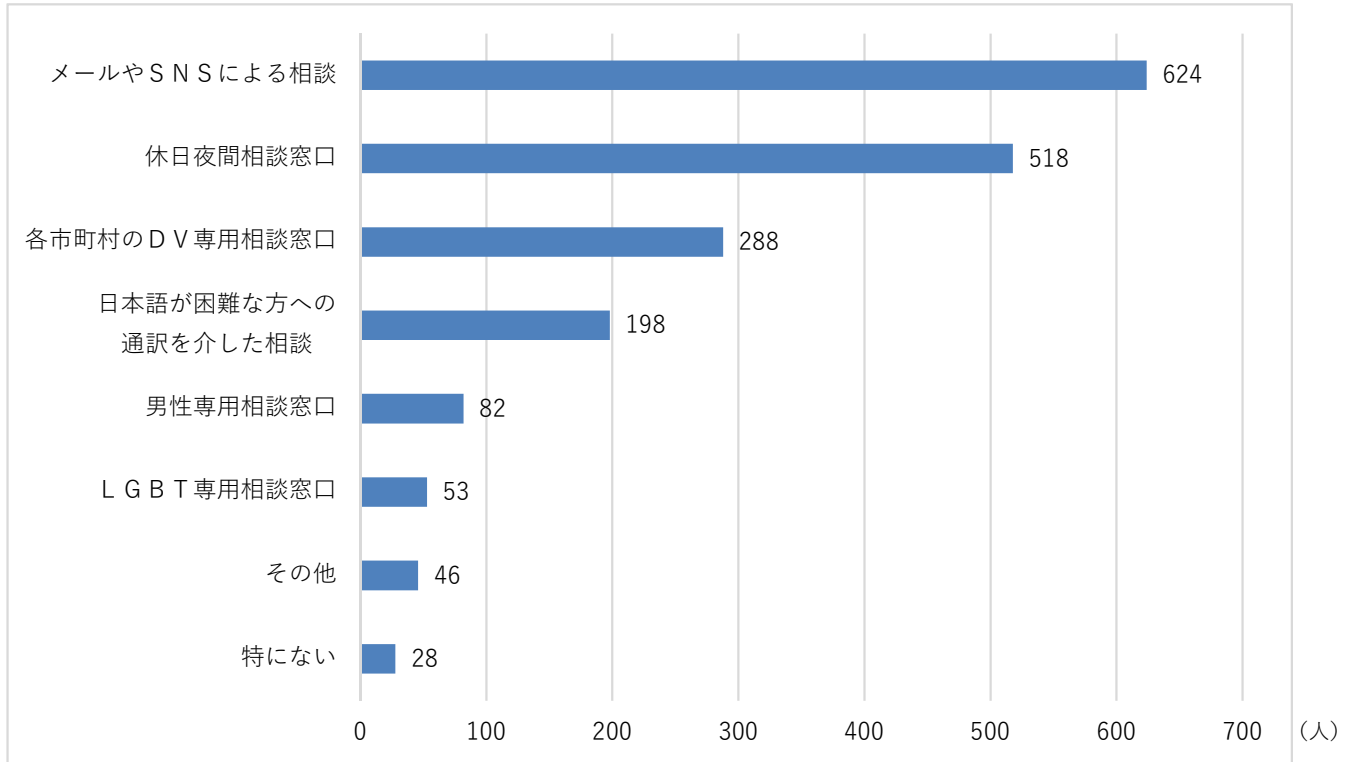
（※）DV被害や対応方法等について、公共機関や民間団体等に相談することができます。
詳しくは、茨城県ホームページをご覧ください。

茨城県 HP : <https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/fukusise/fujin/fukuso/hujinpage.html>

【問9】（DV被害に関する相談支援体制のニーズ）

DV被害を受けた方が相談しやすい体制をつくるために必要だと思うものは何ですか。特に必要だと思うものを最大3つまで選んでください。

(n=782)



○ 「メールやSNSによる相談」(79.8%)と「休日夜間相談窓口」(66.2%)が多い結果となり、相談対応を行う手段や時間の拡充が必要であることが分かった。

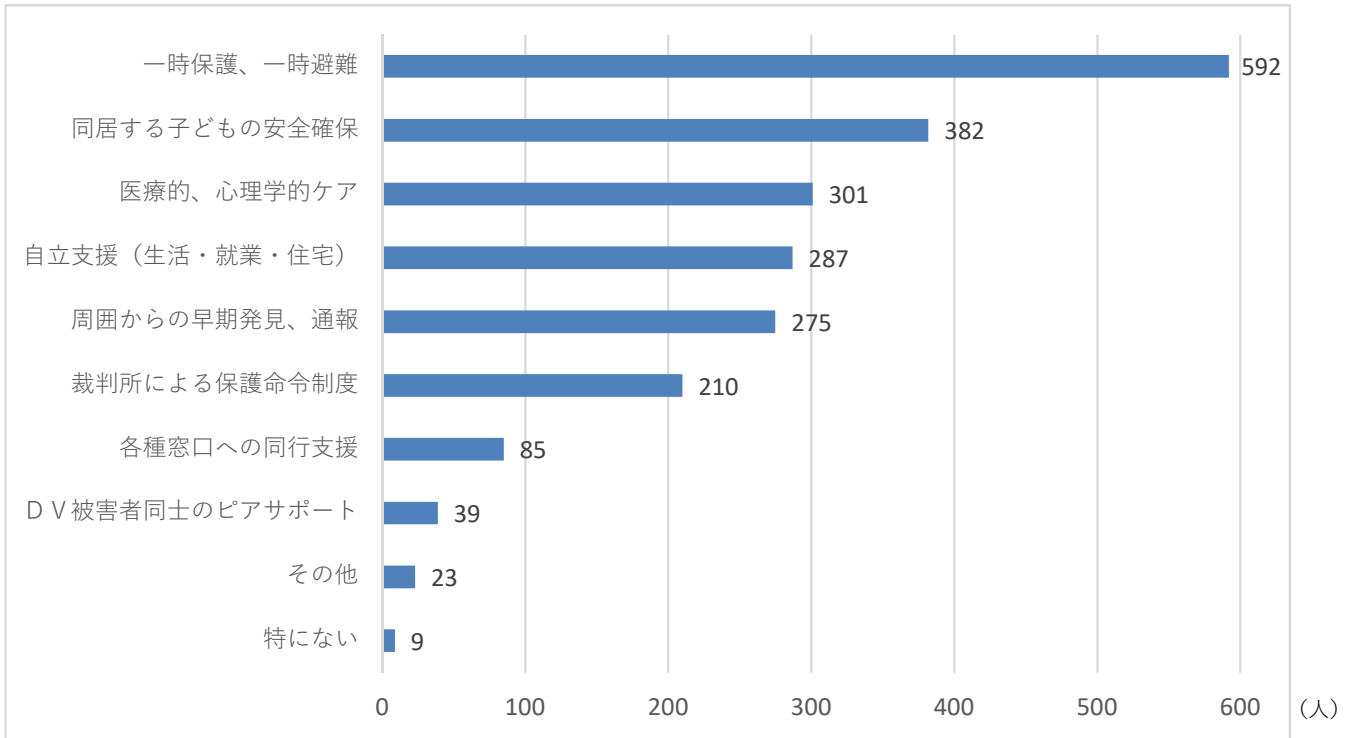
<その他の回答の主な内容>

- ・相談窓口の周知
- ・24時間の相談体制
- ・郵送による相談
- ・相談における秘匿性確保
- ・DV被害である確信がなくても気軽に相談できる場
- ・行動を制限、監視されている被害者がサインを出せる方策

【問 10】（DV被害に関するその他支援施策のニーズ）

DV被害を受けた方に対する支援施策として重要だと思うものは何ですか。特に重要だと思うものを最大3つまで選んでください。

(n=782)



○ 一番多い回答が「一時保護、一時避難」（75.7%）、続いて多かった回答が「同居する子どもの安全確保」（48.8%）で、被害者とその子どもの安全確保を優先する結果であった。

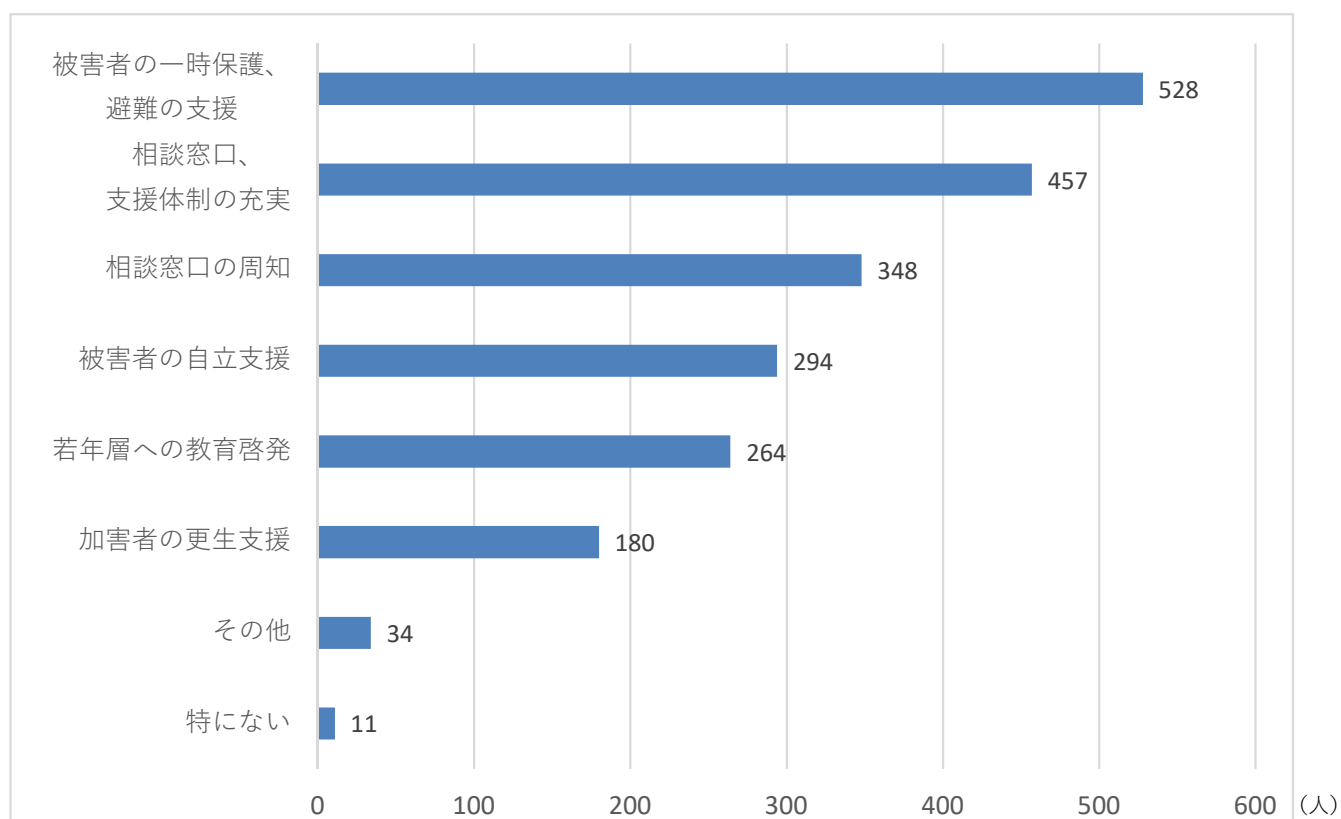
<その他の回答の主な内容>

- ・警察によるサポート
- ・加害者への対応（加害の自覚、罰、支援）
- ・精神面のサポート

【問 11】（DV防止のために必要なこと）

DV防止のための取り組みとして、必要だと思うものは何ですか。特に必要だと思うものを最大3つまで選んでください。

(n=782)



- 回答者のうち半数を超える方が選択した項目は、「被害者の一時保護、避難の支援」(67.5%)、「相談窓口、支援体制の充実」(58.4%)という結果だった。その次に多かった回答は、「相談窓口の周知」であった。
- DV被害者が支援を行う窓口へ辿り着き、加害者から隔離することが重要視されていると考察した。

<その他の回答の主な内容>

- ・加害者の罰則強化
- ・若年層に限らない教育、啓発
- ・家庭内のDVの原因の除去
- ・被害者の自覚（被害を受けていること）の促し

【問 12】（自由意見）

D V 防止・DV 被害者支援施策等に関するご要望やご意見がありましたら、自由に記載してください。

- ・ 一番大切なのは「相談する」という第一歩のハードルを下げるのだと思います。そのためにも、最初に相談を受けた人が、すぐに公の団体・行政にコンタクトをとれるよう（バトンを渡せるよう）、周知していくのが良いと考えます。
- ・ 生活圏内（コンビニ、ファーストフード店など）の、目に付く所に事例や連絡先など、わかるようにする。
- ・ 以前、友人の代わりに窓口に電話したところ、夜間なので受け付けていなかった。DV は比較的、夜間に起きると思うので、昼より夜間に相談体制を充実してほしい。
- ・ 目に見えない暴力、虐待は周りの社会や人々の細かな注意で発見できる事が多いと思う。特に弱い立場の女性や子ども達には少しの変化も見落とさないよう、また助けてを求めやすい環境作りが不可欠である。
- ・ DV 被害は外向きに出すのが憚られる性質の事柄ですから、メールとか SNS で気軽に相談出来る仕組み作りが重要であると思います。
- ・ DV の被害者は客観視できず、それと気づかないことがままある。どういったことが DV なのか、どうしたら身を守れるか、どうしたらそこから抜け出せるか、心理的なサポートも必要。また、それ以前に被害者・加害者にならないために、子供のころからの教育が必要。加害者の場合、子供のころから虐待されていたりなんらかの要因があることが多いので、そういった問題のサポートも必要（今の制度ではほとんど機能していない）。
- ・ DV は子どもに連鎖すると思うので、子どもたちが将来 DV をしないされないような学びは小学生くらいから必要だと思う。
- ・ DV についていろいろ知ってくると、自分もしらさずしらずに加害者になっていたことがあるのではと思う時がある。第三者からの指摘で初めて気づくまで、本人達がお互い気づかずにそういう状況になっていることもある気がする。あまり饒舌でなく例えば短い漫画などを利用して、いろんな具体例をたくさん読んで学べるサイトがあると DV への周知も深まりいいと思います。

など 232 件のご意見がありました。

3 アンケート結果を受け、今後の事業展開・アンケートの活用方法等について

- ・ 今後の、効果的な相談支援体制の構築や広報啓発を行うための基礎資料とする。
- ・ 「茨城県 DV 対策実施計画」における取組指標として活用する。

4 調査の概要

(1) 調査形態

調査時期：令和4年10月11日（火）～10月24日（月）

調査方法：インターネット（アンケート専用フォームへの入力）による回答

モニター数：1,146名

回収率：68.2%（782名）

回答者の属性：以下の通り。ただし、百分率表示は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、個々の比率の合計は100%にならない場合がある。

		人数（人）	比率（%）
全体（n）		782	100.0
地域別	県北	61	7.8
	県央	242	30.9
	鹿行	37	4.7
	県南	253	32.4
	県西	59	7.5
	県外	130	16.6
性別	男性	361	46.2
	女性	421	53.8
年齢別	16～19歳	2	0.3
	20～29歳	39	5.0
	30～39歳	124	15.9
	40～49歳	205	26.2
	50～59歳	217	27.7
	60～69歳	119	15.2
	70歳以上	76	9.7
職業別	自営業	76	9.7
	会社員	286	36.6
	団体職員	29	3.7
	公務員	36	4.6
	主婦・主夫	175	22.4
	学生	12	1.5
	無職	90	11.5
	その他	78	10.0

(2) 担当課

茨城県福祉部子ども政策局青少年家庭課（青少年・母子福祉グループ）

電話：029-301-2183 E-mail：seishonen@pref.ibaraki.lg.jp